|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　30年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　西原　明美　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第67号議案  藤枝市指定地域  密着型サービスの  事業の人員、設備、  運営に関する基準を定める一部を  改正する条例 | 介護保険法改定に伴い、障がい者が65歳以上になると障がい総合支援法による福祉サービス介護を市町村から介護保険法による介護サービスに変更を求められる事態に対応するため、両サービスを一つの事業所（今議案で提案されている共生型地域密着型通所介護事業所）で実施できるようにするもの   1. 65歳以上の障がい者がサービスを受ける際、介護保険優先の原則で事業所を変わらなければならない問題を解消するためとされているが、同年齢以上でもこれまで同様の障がいサービスを受けれればいいという当然の声に対する本市の認識。 2. 障がい者の多くは要支援判定であるが、これまで受けていた介護福祉士等有資格者によるサービスが無資格者による介護緩和サービスしか受けられなくなるケースが発生した場合、本条例で障がい者へのサービスをどう維持するか。 3. 電動車いすなど障がいサービスで補装具として支給されていたものが介護保険ではレンタルとなり支給開始まで時間がかかるが、この矛盾をどう解消するか。 4. 住民税非課税世帯障がい者が介護保険に移行されるとこれまで無料だったサービス利用料が1割負担となり、重度の人ほど自己負担が重くなる。金額によって受けられなくなるサービスが生じた場合、共生型事業所で利用者の立場に立ってどう対処するか。 | |